

令4年 No 9 避難施設等

- 延べ面積 2000m<sup>2</sup> 2階建 市川が場 非常用の照明装置 必要  
 令126条の4 (設置) 法別表第1 (川) 不備 (1) 項~(4) 項  
 下付(書) 一号, 二号, 三号 不要  
 学校等  
 令126条の2, 1項 二号 市川が場 → 不要
- 延べ面積 2000m<sup>2</sup> 床面積 100m<sup>2</sup> 以内 防火区画 排煙設備 不要  
 令126条の2 (設置) 法別表第1 (川) 不備 (1) 項~(4) 項, 延べ面積 500m<sup>2</sup> 超  
 下付(書) 一号, 二号, 三号, 四号, 五号 不要  
 (2) 項 防火区画 100m<sup>2</sup> 以内 → 不要 〇
- 地下街の各構え 接続地下道の幅員 5m 以上  
 令128条の3 (地下街) 二号 → 〇
- 高さ 31m 3階以上の階 非常用出入口 直径 1m の窓  
 令126条の6 (設置)  
 下付(書) 一号, 二号, 三号, 不要  
 面に面する外壁 1/4 開口部 → 不要 〇

令和3年 No 9 防火-避難

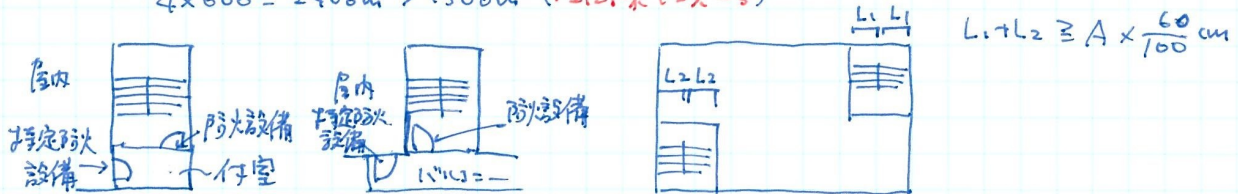
- 屋内避難階段 防火戸 10分  
 令123条 1項 六号 → 法2条九号の二 〇 → 令109条の2  
 加算開始後 20分
- 延べ面積 1500m<sup>2</sup> 耐火準耐火以外 不造 2階建 美術館 防火壁  
 法26条 (防火壁) 延べ面積 1000m<sup>2</sup> 超  
 → 令113条 四号 開口部の幅 高さ 2.5m 以下, 特定防火設備
- 延べ面積 1500m<sup>2</sup> 体育館 非常用照明 不要  
 令126条の4 三号 学校等 → 不要  
 令126条の2 1項 二号 体育館 → 不要
- 準耐火建築物 耐火変形角 1/50  
 法2条九号の三 イ 主要構造 準耐火構造  
 令109条の2の2 耐火変形角 1/50 以内

令和2年 109 防火避難

1. 延べ面積 500m<sup>2</sup> 平家 自動車庫 壁・天井 遮不燃材料  
 令128条の4 (2)項 二号  
 → 令128条の5 2項 → 令128条の5 (2)項 二号 遮不燃材料
2. 5階建 共同住宅 直接外気 廊下階段 非常用照明不要  
 令126条の4 採光上有効に直接外気により放火に通路 → 不要
3. 地上20階建て 共同住宅 特別避難階段 バルコニー付室 8/100  
 令123条3項 十号  
 → 法別表第1 (1)項 (4)項 8/100  
 その他 3/100 共同住宅 (2)項
4. 高さ31m以下 3階以上 非常用出入口  
 令126条の6  
 下(書) 一号、二号、三号 不要  
 開口部、10m以内の2に設置 → 不要

令和2年 108 防火避難

1. 特別避難階段 (開口部を設ける)  
 令123条3項 七号 → 階段室はバルコニー付室に面する部分以外に開口部を設けず  
 令129条の2 → 全館避難安全検証法で「適用除外にする」 → × (附注に記載あり)
2. 特別避難階段 (バルコニー又は付室を設ける)  
 令123条3項 一号 → 屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡  
 令129条、129条の2 → 階、全館避難安全検証法で「適用除外である」 → ○
3. 排煙設備 設ける  
 令126条の2 → 階数3以上 延べ面積 500m<sup>2</sup> 超  
 令128条の6、129条、129条の2 → 区画、1階、全館 → 適用除外である → ○
4. 物品販売業 4階建 各階床面積 600m<sup>2</sup> 避難階段の幅の合計 3.6m  
 令124条1項 一号 床面積 100m<sup>2</sup> につき 60cm →  $600 \times \frac{60}{100} = 360\text{cm}$  → ○  
 $4 \times 600 = 2400\text{m}^2 > 1500\text{m}^2$  (令121条1項 二号)



令和1年 N09 防火(避難)

1. 準不燃材料 外部の仕上げ 10分内 「不燃焼せぬ」「損傷せぬ」「ガス発生せぬ」  
 法108条の2 (技術的基準) 外部の仕上げ  
 一 号 燃焼170"  
 二 号 損傷170"  
 三 号 ガス発生170"  
 法108条の2 (技術的基準) 外部の仕上げ



2. 延べ面積 5000㎡ 8階建 共同住宅 敷地内通路 1.5m  
 法127条 (通用の範囲) 法35条

別表第1 (1) 項 (1) 項~(4) 項  
 法128条 (敷地内の通路) 1.5m以上



3. 延べ面積 3000㎡ 5階建 市庁 100㎡以内 区画 排煙設備不要  
 法126条の2

法別表第1 (1) 項 (2) 項 500㎡超  
 法126条の2 一 号 に該当 → 不要



4. 防火地域内 看板 屋上に設ける高さ2m 不燃材料  
 法69条 (屋上に設ける) → 不燃材料  
 又は高さ3m超



平成30年 N09 防火(避難)

1. 準耐火構造 2階建て 展示場 歩行距離 30m 以下  
 法120条 (通廊階段の設置)  
 (1) 30m



2. 延べ面積 2000㎡ 病院 100㎡以内 区画 排煙設備不要  
 法126条の2 → 必要 → 法126条の2 一 号 に該当 → 不要



3. 延べ面積 3000㎡ 3階建て スポーツ練習場 非常用照明不要  
 法126条の4 → 必要 → 法126条の2 二 号 に該当 → 不要  
 法126条の2 二 号



4. 物品販売業 3階建 各階 600㎡ 避難階段の幅の合計 3.0m  
 法124条 1項 一 号 → 100㎡に2階 60cm →  $600 \times \frac{60}{100} = 360cm$

